

公示番号：19a00399

国名：マレーシア

担当部署：地球環境部環境管理グループ環境管理第一チーム

案件名：E-Waste リサイクル基金管理制度定着化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年9月上旬から2019年10月中旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.6M/M、現地 0.67M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	20日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年8月26日（月）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	マレーシア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

廃電気・電子機器廃棄物（以下、「E-waste」という。）は鉛等の有害物質を含有しており、その不適切な処理は土壌汚染や水質汚染等の環境問題の原因の一つである。他方、E-wasteに含まれる有価物・希少金属は持続的資源の利用、物質循環の観点から重要であり、近年、E-wasteのリサイクルは環境配慮及び持続的資源の利用から重要性が高まっている。

マレーシアでは、産業界から排出される E-waste の処理については一定程度体制が整っているが、一般家庭からの E-waste（以下、「家庭系 E-Waste」という。）の回収・リサイクルシステムは整備されていない状況にある。そこで JICA はマレーシアを含む東南アジア地域への E-waste 管理に係る協力の可能性を検討するため、基礎情報収集・確認調査「アジア地域 マレーシア及び近隣国 E-waste 管理に関する情報収集・確認調査（2013年9月～2014年8月）」を実施し、マレーシア、タイ、インドネシアの E-waste 管理の状況・課題を把握し、協力可能性を検討した。他方、同調査に並行して、マレーシア国天然資源環境省（Ministry of Natural Resources and Environment）環境局（Department of Environment（以下、「DOE」という。））は、クアラルンプール特別区等で販売店との協力を通じて家庭系 E-waste の回収をパイロット事業として実施し、マレーシアの現状に即した形での拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility（EPR））制度の導入を含めた E-waste 管理に関する法制度化の検討を本格的に開始した。しかしながら、E-waste 規制の本格検討に当たり、必要となる制度の枠組み、適切なリサイクル費の設定、リサイクル基金の運営管理メカニズムの構築等に関し、DOE は必要な知見及び経験を有していなかったため、マレーシア政府の要請に基づき、JICA は E-waste 管理制度構築に係る能力強化を目的とした技術協力プロジェクト「マレーシアにおける E-waste 管理制度構築支援プロジェクト（2015年～2018年）（以下、「管理制度構築支援プロジェクト」という。）」を実施した。管理制度構築支援プロジェクトの成果としてパイロットプロジェクトの実施を通じた 5つのガイドライン（回収、リサイクル、リサイクル料金、レポーティング、リサイクル基金の設置・運営）の策定及び家庭系 E-waste 管理規制法案の施行に向けたアクション・ロードマップの作成が行われた。DOE はこれらガイドラインを運用するための根拠法令である家庭系 E-waste 管理規制法案の素案を作成して、内閣府法制局（Attorney General Chamber、以下、「AGC」という。）と調整を行ってきたが、AGC からは、法律的、技術的に検討すべき事項について指摘を受けた。また、管理制度構築支援プロジェクト終了前の 2018年5月にマハティール新政権が発足し、これに伴って実施された省庁再編の結果、DOE は、エネルギー・技術・科学・気候変動・環境省（Ministry of Energy, Science, Technology, Environment & Climate Change、以下、「MESTECC」という。）に配置されることになった。同省において、E-waste 管理制度に係る業務は、引き続き DOE が担当部局となっているが、一部の部局より自部門

の関与を主張する声も上がっており、必ずしも十分に合意が得られていない。

上記状況を受けて、マレーシア政府より、①家庭系 E-waste 管理規制の法制化促進、②家庭系 E-waste 管理制度の実施体制構築支援、③家庭系 E-waste 管理制度構築に向けたアクション・ロードマップの具体化支援に係るフォローアップ協力（以下、「FU 協力」という。）の要請が行われ、FU 協力によって、「家庭系 E-waste 管理制度」に係る政策文書（Policy Paper）の作成、「家庭系 E-waste 管理規制」の法施行に向けた準備を具体的に進めるための組織体制及び組織構成案の作成、家庭系 E-waste 管理制度構築に向けた具体的なアクション・ロードマップ（以下、「アクション・ロードマップ」という。）を作成、といった成果が実現した。

「家庭系 E-waste 管理規制」の法制化は、2019 年 12 月までに実施することが、既に MESTECC の政策達成目標（Minister's Performance Indicator (MPI)）として正式に位置づけられており、アクション・ロードマップに基づいた制度構築の実施、家庭系 E-waste 管理規制法案を含む「家庭系 E-waste 管理規制」の施行、法施行後の 5 つのガイドラインに基づいた E-waste 管理実施、E-waste 管理実施モニタリングについては、マレーシア側での知見・経験がないことから、上記に係る能力強化を目的とした技術協力プロジェクト「E-Waste リサイクル基金管理制度定着化プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」の要請がマレーシア政府から行われた。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づき、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019 年 9 月上旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書、「10.特記事項（2）参考資料」に記載の報告書等関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、マレーシア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。なお、質問票を事前にマレーシア側に配布する場合には、JICA 担当部署と相談の上、JICA マレーシア事務所を通じて配布する。
- ②プロジェクトの Project Design Matrix（以下、「PDM」という。）案、Plan of Operations（以下、「PO」という。）案の作成に関し、検討を行う。
- ③プロジェクトの PDM 案、PO に関連する部分を中心に対処方針（案）（和文）の作成に対して助言を行う
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019 年 9 月上旬～下旬）

- ①JICA マレーシア事務所等との打合せに参加する。
- ②他団員が追加収集した情報・資料等をもとにプロジェクトの実施に必要な投入（専門家、研修、機材、C/P の配置、ローカルコストの負担）の検討に対し助言を行う。
- ③マレーシア側関係機関との本プロジェクトの協力内容（案）に係る協議に参加し、JICA 側調査団員に対して助言を行う。合わせて協議結果の記録（議事録等）を作成する。

- ④他団員が追加収集した情報・資料等も参考に PDM 案、PO 案、Record of Discussions (R/D) 案及び Minutes of Meetings (M/M) 案の作成に関し、検討を行う。
- ⑤JICA マレーシア事務所等に対する現地調査結果報告に参加し、担当業務の観点から JICA 側調査団員をサポートする。
- ⑥評価 5 項目の観点からプロジェクトを分析し、コンサルタント団員 (E-waste 管理) から技術的なアドバイスを受けながら事業事前評価表 (案) (和文・英文) の作成に協力する。

(3) 帰国後整理期間 (2019 年 9 月下旬～10 月上旬)

- ①コンサルタント団員 (E-waste 管理) からの技術的なアドバイスを受けながら事業事前評価表 (案) (和文・英文) の作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) (和文) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書は「担当業務に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文)」とします。電子データをもって提出することとします。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒クアラルンプール⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は 2019 年 9 月 9 日～28 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者から数日遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) E-waste 管理 (JICA が別途契約するコンサルタント)

エ) 評価分析 (本コンサルタント)

③便宜供与内容

JICA マレーシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - (ア) マレーシア及び近隣国 E-waste 管理に関する情報収集・確認調査
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12154571.pdf>
 - (イ) マレーシア国 E-waste からの有価金属回収事業調査 (中小企業連携促進)
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12249710.pdf>
 - (ウ) 廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト 詳細計画策定調査報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257515.html>
 - (エ) マレーシア国 マレーシアにおける E-waste 管理制度構築支援プロジェクト(第2期) プロジェクト事業完了報告書
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000037941.html>
- ②本業務に関する以下の資料は、JICA地球環境部環境管理グループにて配布します。配布を希望される方は担当者アドレス (Kashimura.Masanobu@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。
 - 配布資料 (電子データを配布いたします。)
 - (ア) 本プロジェクトに係るマレーシア政府からの要請書
 - (イ) マレーシア国 廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト プロジェクト事業完了報告書
 - 貸与資料 (ハードコピーをお送りします。)
 - (ア) マレーシア国 マレーシアにおけるE-waste管理制度構築支援プロジェクト フォローアップ協力業務完了報告書
- ③本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール:
 - ・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マレーシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上